

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ユーホー井原店

所在地 井原市笹賀町字式反田四二七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ユーホー

住所 広島県福山市多治米町六丁目三番五号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 哲士

3 変更事項

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前) 北西側

(変更後) 北側

イ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三箇所

(変更後) 四箇所

4 変更年月日

平成二十六年九月一日

二 届出年月日

平成二十六年七月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年八月五日から同年十二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工観光課